

答申第17号

答 申

「平成〇年〇月〇日付け科第〇号の鑑定嘱託書及びその結果が書かれている鑑定書」非開示決定案件

第1 審査会の結論

平成25年12月24日付けで愛媛県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人は、平成25年12月13日、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成〇年〇月〇日付け科第〇号の鑑定嘱託書及びその結果が書かれている鑑定書」(以下「本件公文書」という。)に記録されている審査請求人に関する個人情報について開示請求を行った。

2 本件開示請求に対する決定

実施機関は平成25年12月24日、本件公文書について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。)及び犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「捜査規範」という。)に基づき作成された文書であり、刑訴法第53条の2により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第4章の規定を適用しないと規定される「訴訟に関する書類」に該当するため、条例第46条第2項の規定により開示の適用除外とされるとして非開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、本件処分の取消しと全部開示決定を求め、平成26年2月10日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、愛媛県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件公文書は「訴訟に関する書類」ではなく、愛媛県警察本部刑事部科

学捜査研究所が作成した「行政文書」である。

訴訟に関する書類とは以下の5つの書類であり、本件公文書はいずれの書類にも該当していない。

- ① 裁判所不提出記録（検察のみ所持）
- ② 捜査中の刑事事件の捜査記録
- ③ 公判係属中の訴訟記録
- ④ 刑事確定訴訟記録
- ⑤ 不起訴記録

本件の資料は、「すもも」の木に空けられていた穴から採取したもので、本件に関し所轄警察署が対処したのは、現場の確認、資料の採取、被害届の作成、鑑定嘱託等である。本件公文書は、請求人所有物に対する鑑定書と鑑定嘱託書であり、その原因及び基盤となっているものすべてが審査請求人にあるため、本件公文書の開示によって不利益を被る者などいないはずである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書の鑑定嘱託書は、鑑定を嘱託するに当たって、事件名、鑑定資料の名称・個数、鑑定事項、犯罪の年月日時、犯罪の場所、被害者及び被疑者の住所・氏名・年齢・性別、鑑定資料の採取年月日・採取時の状況、事件の概要その他参考事項等を記録した文書である。

また、鑑定書は、鑑定の嘱託を受け、その鑑定結果等を記録した文書である。

2 本件処分の理由について

本件公文書の開示をしない部分及び開示をしない理由

- (1) 条例第46条第2項において、行政機関個人情報保護法第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定を適用しないこととされる個人情報については、条例第2章第2節（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求）及び第3節（不服申立て）の規定は適用しないと定められている。
- (2) 刑訴法第53条の2第2項において、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用しないと定められており、同条にいう「訴訟に関する書類」とは、刑訴法第47条の「訴訟に関する書類」と同様に、書類の性質・内容のい

かんを問わず、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解される。

- (3) 本件公文書は、刑訴法及び捜査規範の規定に基づき作成された文書であり、刑訴法第 53 条の 2 に規定する「訴訟に関する書類」であるから、条例第 46 条第 2 項の規定により、条例第 2 章第 2 節及び第 3 節の規定は適用されないため、条例第 21 条第 2 項に基づき、本件処分を行ったものである。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件公文書について

「第 4 実施機関の説明の要旨 1 本件公文書について」のとおり、鑑定嘱託書は、審査請求人からの届出により捜査規範第 188 条に基づき、鑑定を嘱託するに当たって、事件名、鑑定資料の名称・個数、鑑定事項、犯罪の年月日時、犯罪の場所、被害者及び被疑者の住所・氏名・年齢・性別、鑑定資料の採取年月日・採取時の状態、事件内容の概要その他参考事項等を記録した文書で、刑訴法及び捜査規範に基づき作成された文書である。

また、鑑定書は、審査請求人からの届出により刑訴法第 223 条第 1 項の規定に基づき、犯罪捜査のため、所轄警察署が愛媛県警察本部刑事部科学捜査研究所に対し、鑑定嘱託を行ったことにより、捜査規範第 192 条のとおり、同研究所がその鑑定結果等を記録した文書で、鑑定嘱託書と同じく、刑訴法及び捜査規範に基づき作成された文書である。

2 本件開示請求に係る個人情報の条例第 46 条第 2 項の該当性について

条例第 46 条第 2 項において、国の制度との整合性を考慮し、行政機関個人情報保護法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律や他の法律の規定で行政機関個人情報保護法第 4 章の規定が適用されないこととされている個人情報については、条例第 2 章第 2 節（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求）及び第 3 節（不服申立て）の規定を適用しないことと規定されている。

刑訴法第 53 条の 2 第 2 項においては、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報について、行政機関個人情報保護法第 4 章の規定は適用しないと定められている。これは、「訴訟に関する書類」が①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法第 47 条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、

刑訴法第 53 条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（第 40 条、第 47 条、第 53 条、第 299 条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、行政機関個人情報保護法の適用除外とされたものである。

よって、本件公文書が刑訴法第 53 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、本件開示請求について、条例第 46 条第 2 項の規定により開示の適用除外とされるかどうかについて検討した。

3 本件公文書の刑訴法第 53 条の 2 第 2 項の該当性について

(1) 「訴訟に関する書類」の該当性について

刑訴法に基づく訴訟に関する書類とは、「刑訴法第 53 条の 2 第 2 項の規定の趣旨からすれば、同条に規定する「訴訟に関する書類」とは、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当である。」（平成 14（行ウ）156 大阪地裁平成 16 年 1 月 16 日）とされている。

また、内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申においても、「「訴訟に関する書類」は、訴訟記録に限られず、不起訴記録、不提出記録といった事件記録はもとより、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類のすべてがこれに該当すると解される。本件対象文書は、刑事事件の捜査の過程で作成される鑑定書及び鑑定嘱託書であり、捜査記録の一部として編てつされるものであるから、その性質上、刑訴法 53 条の 2 第 1 項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定が適用されないものと認められる。」（平成 21 年度（行情）答申第 13 号）とされている。

これら先例においても、本件公文書の鑑定嘱託書及び鑑定書は「訴訟に関する書類」に該当することが確立している。

(2) 本件公文書の刑訴法第 53 条の 2 第 2 項の該当性について

本件公文書は、上記 1 及び 3 (1) のとおり、刑訴法第 53 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類」に該当する。

したがって、同規定により、行政機関個人情報保護法第 4 章の規定は適用されないものであり、条例第 46 条第 2 項の規定により開示の適用除

外とされるものである。

4 審査請求人の意見について

審査請求人は、「本件の請求物は、請求人所有物に対する鑑定書と鑑定嘱託書である。上記の原因及び基盤となっているものすべてが請求人にある。本件請求物の開示によって不利益を被る者などいないはずである。」と主張している。確かに本件公文書が審査請求人の所有する「すもも」の木に空けられていた穴から採取した資料の鑑定に関するものであり、審査請求人の個人情報としての側面もある。

しかし、本件開示請求に係る個人情報は、あくまでも犯罪捜査の目的のために得られた情報であり、刑訴法第53条の2第2項において、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用しないと定められている。

したがって、審査請求人の上記主張は認められない。

5 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件開示請求について、条例第46条第2項の規定により開示の適用除外とされるとした本件処分は、以上のとおり妥当と認められることから、結論のとおり判断した。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

別紙

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 26 年 3 月 12 日	諮問
同年 3 月 14 日	警察本部長に理由説明書の提出を依頼
同年 4 月 18 日	警察本部長から理由説明書を受理
同年 4 月 23 日	審査請求人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 5 月 20 日	審査請求人から反論書を受理及び意見書提出の申出
同年 5 月 22 日	審査請求人に意見書の提出を通知
同年 5 月 26 日	審査請求人から口頭意見陳述の申出
同年 6 月 11 日	審査会（第 1 回審議）
同年 6 月 20 日	審査請求人に口頭意見陳述についての通知
同年 7 月 4 日	審査請求人から意見書を受理
同年 7 月 11 日	審査請求人から意見書（一部修正）を受理
同年 7 月 15 日	審査会（第 2 回審議）
同年 8 月 26 日	審査会（第 3 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	